

幼児教育の無償化について

保育料の無償化の対象となるには、

事前に「教育・保育給付認定申請書」の提出が必要です。

また、預かり保育の無償化の対象となるには、

事前に「施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。

必要事項を記入の上、在籍の幼稚園へご提出ください。

◎幼稚園を継続して利用し、転入される方も対象です。

◎認定日を遡ることはできません。入園日・転入日・認定区分変更希望日を迎える前に必ず申請してください。

☆下記のチェックリストを参考に、必要書類をご準備の上、提出用封筒に入れ、封緘して幼稚園へご提出ください。制度等につきましては、次のページ以降をご覧ください。

チェック	書類名
【全員提出するもの】	
	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 ◎同意確認のご署名とマイナンバーの記載漏れにご注意ください。
	マイナンバー関係書類※の写し
【保育が必要であり、預かり保育の無償化の対象となる方】(新2号・新3号認定)	
◎新規申請を希望される方は、下記2種類の書類をご提出ください。	
◎前年度までに新2号認定を受けている方は、有効期間をご確認ください。	
・有効期間が令和7年4月1日以降も継続している方は、下記書類の提出は不要です。	
「施設等利用給付認定通知書」を引き続きご自宅で保管ください。	
・有効期間の終了日は、保育の要件によって異なります。終了日以降も保育の要件があり、新2号認定を希望される場合は、終了日を迎えるまでに再度ご申請ください。	
	施設等利用給付認定・変更申請書
	保育が必要であることを証明する書類(就労証明書等) ※保護者いずれの分もご用意ください。

※マイナンバー関係書類について

3ページ目右上にて、(ア)番号確認書類と(イ)身元確認書類についてご案内しております。
ご確認の上、封緘忘れにご注意ください。

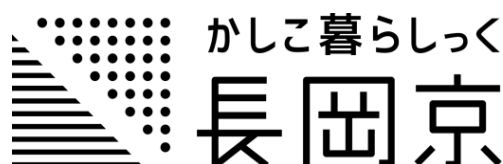
【問い合わせ先】

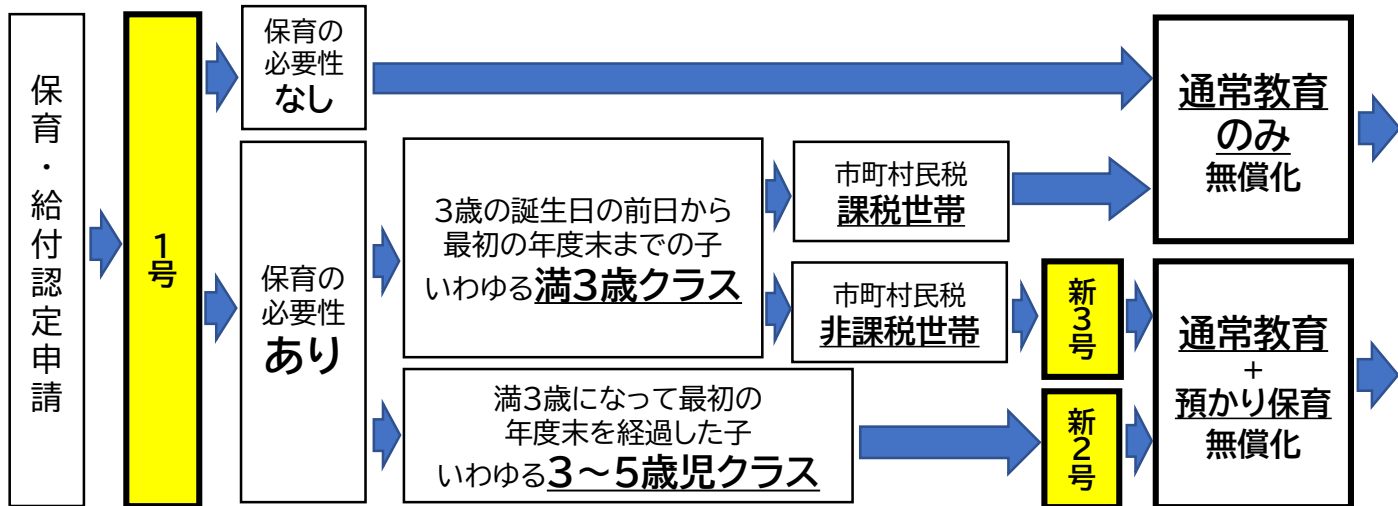
〒617-8501

長岡京市開田一丁目1番1号(新庁舎3階)

長岡京市健康福祉部子育て支援課子育て支援係

電話:075-955-3155





認定の種類と注意事項

◆教育・保育給付認定とは？

子ども・子育て支援新制度幼稚園をご利用いただくために必要な認定です。認定の種類で無償化の対象範囲が変わります。

認定の種類	対象	無償化の範囲
1号認定	満3歳～5歳児クラスの子 (※3歳の誕生日の前日～卒園までの子)	通常保育料のみ無償 ※預かり保育は無償化の対象外
1号認定 ＋ 新2号認定	保育の必要がある3～5歳児クラスの子 (※満3歳になった次の4月1日～卒園までの子)	通常教育の保育料:無償 ＋ 預かり保育料 日額450円×利用日数 (月額上限11,300円)まで無償
1号認定 ＋ 新3号認定	保育の必要がある住民税非課税世帯の満3歳の子 (※3歳の誕生日の前日～その年度末までの子)	通常教育の保育料:無償 ＋ 預かり保育料 日額450円×利用日数 (月額上限16,300円)まで無償

※給食費、教材費、行事費、通園送迎費等は無償化の対象外です。

- ◎新2号認定・新3号認定の申請ができる要件が揃ったので認定申請がしたい、保育の必要性の認定をすでに受けているが理由が変わった、保育の必要性がなくなった等、年度途中に変更申請が必要となった方は、事前に園または子育て支援課へお申し出ください。
- ◎長岡京市外へ転居される場合は、転居先の市町村で改めて認定手続きが必要になります。転居されるまでに手続きをしてください。

1号のみ

①施設型給付費・地域型保育給付費
等教育・保育給付認定申請書
②マイナンバー関係書類※の写し
を封入・封緘して提出

新3号・新2号
1号 +

①施設型給付費・地域型保育給付費
等教育・保育給付認定申請書
②マイナンバー関係書類※の写し
③施設等利用給付認定・変更申請書
④就労証明書等の添付書類
を封入・封緘して提出

※②マイナンバー関係書類

(ア)番号確認書類 マイナンバーカードの写し
又はマイナンバー通知カードの写し

(イ)身元確認書類 顔写真付き身分証明書
(運転免許証など)、もしくは身元確認
できる書類(健康保険証、国民年金手帳
など)2つ

※マイナンバーカードの写し(裏表)を添付する
場合は、身元確認書類の提出は不要です。

新2号・新3号の要件を満たさなくなった場合は、③の
申請書での変更申請が必要です。その際、②④は不要。

新2号・新3号認定に必要な書類 — 保育の必要性の確認 —

「保育の必要性」の認定は「保護者のいずれも」が、以下の「保育を必要とする事由」に
該当する場合に認定されます。

事由区分	内容	必要な添付書類
就労	月64時間以上労働することを常態としている場合	就労証明書(指定用紙) ※自営業の場合、確定申告の写し(新規開業の 場合は開業届の写し)を加えて添付
妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がない ※出産予定日の8週間前から出産後8週間経過後の 翌日が属する月の末日まで	下記のうちいずれかひとつ ・表紙と分娩予定日が記載された母子健康 手帳ページの写し ・出産(予定)証明書
疾病・障がい	疾病・負傷または心身に障がいがある場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	<疾病> 診断書(指定用紙) <障がい> 氏名、等級、有効期限が記載された 障害者手帳のページの写し
同居親族の 介護・看護	同居親族(長期間入院等をしている親族を含む)の 常時介護・看護をしている場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	ケアプランの写しなど看護・介護の頻度等がわかる 書類および次の①～③のうちのいずれか1つ ①介護・看護を受ける方の診断書(指定用紙) ②介護・看護を受ける方の障害者手帳の写し ③介護保険被保険者証
災害復旧	震災・風水害・火災等の災害復旧にあたっている ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	り災証明書
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	児童相談所等の意見書、公的機関の証明等
求職活動 (年度内1回のみ)	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っている ※認定日から2か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで	就労誓約書(指定用紙)と求職活動を証明する書類 (ハローワークカード等)
就学	就学(職業訓練を含む) ※卒業・終了予定日の属する月の末日まで	在学証明書、履修表等(時間割表)
育児休業 (継続児のみ)	育児休業を取得する場合で、その児童が引き続き 保育の必要性が認められる場合 ※認定期間は出生した子(申請児童を除く)が満2歳の誕 生日を迎えた後の4月30日まで ※育児休業取得中の新規認定はできません。	(育児休業取得期間が記載された)就労証明書

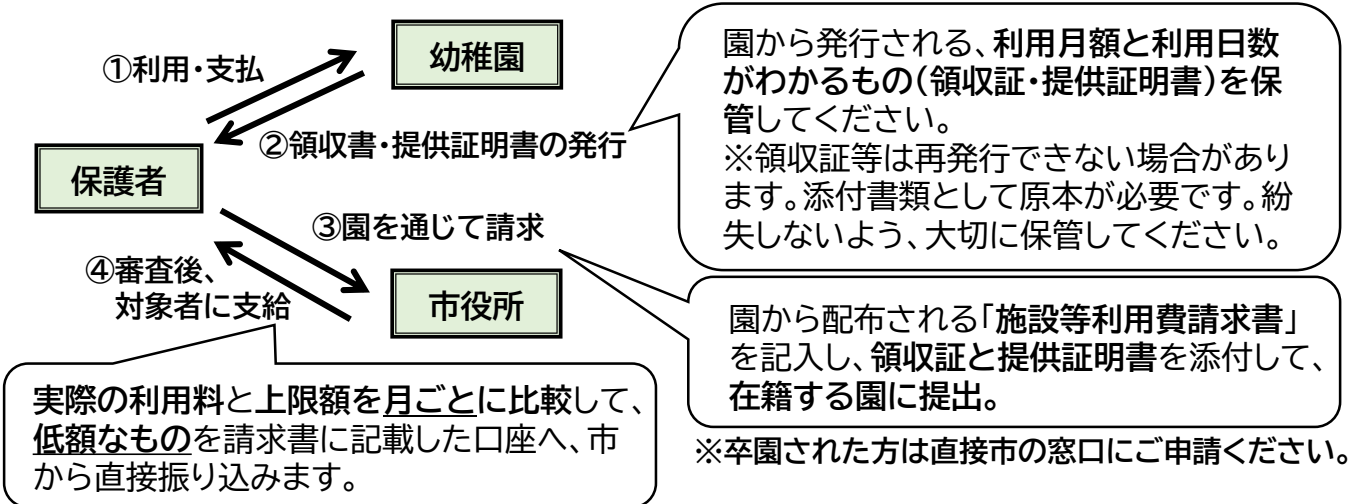
預かり保育料について(新2号・新3号認定対象)

3か月分の利用料をまとめて申請します。対象者に幼稚園から配布される「施設等利用費請求書(償還払い用)」に必要事項を記入の上、「施設に支払った金額」、「月ごとの利用金額」、「利用日数」がわかるもの(幼稚園等から発行される預かり保育料の領収証と提供証明書)を添付して、幼稚園にご提出ください。実際の利用料と上限額を比較して低額なものを支給します。

- ◎対象になるのは新2号または新3号の認定期間のみです。該当することがわかったときは速やかにご申請ください。
- ◎認定期間外の預かり保育利用料は対象外です。そのため、認定期間以外も含めご請求いただいた場合であっても、対象期間中の金額のみの支給としますのでご注意ください。

◆利用～支給までのイメージ

実際の申請、支給日は都度幼稚園を通じてご案内します。



副食費の支払免除について

下記の①または②に該当される方は、副食費の免除になります。免除の対象となるのは、副食費(おかず代やおやつ代等)のみです。預かり保育時に提供されるおやつ等は給付の対象外です。

①市町村民税所得割額77,101円未満の世帯※の子ども及び第3子以降の子ども

年収等により決定される市町村民税の所得割額を基に市が対象者を抽出します。所得算定年度は、4月～8月分は前年度、9月～3月分は今年度が対象です。

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
市町村民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども	対象		
市町村民税所得割額77,101円以上の世帯の子ども	対象外		対象

②多子世帯の第3子カウント方法

小学校3年生以下の範囲で、最年長の児童から順に数えて第3子以降となる児童が対象です。(小学校4年生以上はカウントしません。)

